

消 防 広 第 74 号  
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁長官

### 緊急消防援助隊運用要綱の見直しについて（通知）

平成 26 年度に発生した災害の教訓や「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成 16 年 2 月 6 日消防震第 9 号）の変更に伴う統合機動部隊等の新設等を踏まえ、「緊急消防援助隊運用要綱」（平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号）について、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（別添 1）及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（別添 2）のとおり見直しましたので、通知します。

今回の見直しは、緊急消防援助隊に関する都道府県の対応の明確化、都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化、実動機関等防災関係機関との連携強化等を目的としたものです（別添 3 参照）。

貴職におかれましては、これらの内容をご理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

- ・ [別添 1 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」](#)
- ・ [別添 2 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」](#)
- ・ [別添 3 緊急消防援助隊運用要綱見直しの骨子](#)
- ・ [別添 4 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」新旧対照表](#)
- ・ [別添 5 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」新旧対照表](#)

## 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成27年 3月31日 消防広第74号

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 その他

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (8) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。

- (9) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (10) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (11) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (12) 震央管轄都道府県とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (13) 震央管轄消防本部とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (14) 最大震度都道府県とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (15) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
- (16) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。

## 第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1—1）。

- (1) 災害の概況
- (2) 出動を希望する区域及び活動内容
- (3) その他参考となるべき事項

- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の報告と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長等の連絡）

- 第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び都道府県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
  - 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。
  - 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

### 第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

- 第5条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況を考慮して必要と判断した場合は、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県を經由して当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼するものとする（別記様式2-1）。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
  - 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、基本計画第4章1（3）に定

める災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 4 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第12条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

- 3 前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、航空小隊及び水上小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

- 4 長官は、次に掲げる災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊（第一次出動航空小隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県大隊（出動準備航空小隊を含む。以下同じ。）を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

（1）複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震が発生した場合

（2）複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合

（3）その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事に対してその旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 3 前項の報告を受けた長官は、受援都道府県の知事に対して通知するものとする(別記様式3-3)。

(航空小隊の基本的な出動都道府県)

第10条 航空小隊の基本的な出動都道府県は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- (1) 基本計画第4章2(1)イに定める第一次出動航空小隊は、別表Aのとおりとする。
- (2) 基本計画第4章2(2)イに定める出動準備航空小隊は、別表Bのとおりとする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。
  - (2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム(以下「ヘリサット」という。)又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
  - (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材若しくは救急用資機材を活用した救助・救急活動又は指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
  - (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。
  - (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
  - (2) 第13条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

第11条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 消防庁は、情報収集航空小隊が耐空検査等により出動できない場合に備えて、その代替出動を行う航空小隊(以下「代替出動隊」という。)をあらかじめ指定しておくものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊(代替出動隊を含む。以下同じ。)の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 5 指揮支援隊輸送航空小隊並びに救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 6 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。

- 7 消防庁は、航空小隊が耐空検査等により出動できない場合において、航空機の運用調整等の支援を行うため必要と判断したときは、当該航空小隊に対して、後方支援小隊として車両等による出動を要請するものとする。
- 8 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。
- 9 航空小隊の属する消防本部又は航空消防隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

## 第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第12条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第25条第6項若しくは第28条の3第8項に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。)に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第36条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画(以下「受援計画」という。)に定めておくものとする。
  - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
  - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
  - (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
  - (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
  - (6) 第14条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。

- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第13条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
  - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 報道機関への対応に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第15条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

- (1) 緊急消防援助隊の進出拠点  
消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。
- (2) 緊急消防援助隊の宿営場所  
消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第16条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

## 第5章 部隊移動

（部隊移動の基本）

第17条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- （1）地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- （2）市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- （3）緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

（長官による部隊移動の求め又は指示）

第18条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続きは、次のとおりとする。

- （1）長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6-1）。
- （2）前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- （3）第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- （4）長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6-3）。
- （5）長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-4）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第19条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-5)。
- (4) 受援都道府県知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-6)。
- (5) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。
- (6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

## 第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第20条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第21条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-1)。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第22条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び都道府県大隊長に対して、直ちに電話により緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

- 2 前項の連絡を受けた都道府県大隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるもの

とする。

- (1) 都道府県大隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
  - (2) 活動中の異常の有無
  - (3) 隊員の負傷の有無
  - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
  - (5) その他必要な事項
- 3 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。
- 4 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県知事に対してその旨を報告し、受援都道府県知事の了承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県知事への引揚げ決定通知）

第23条 第21条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

- 第24条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。
- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

- 第25条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊活動報告を行うものとする（別記様式5-1、5-2及び5-3）。
- 2 前項の報告を受けた応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊活動報告を取りまとめ、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、長官及び受援都道府県に対して、速やかに報告するものとする（別記様式5-1、5-2及び5-3）。

## 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（対象災害及び出動基準）

第26条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して、次に掲げる出動区分に定めるとおり適用するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

- (1) 出動区分Ⅰ  
最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震が発生した場合
- (2) 出動区分Ⅱ  
最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震が発生した場合
- (3) 出動区分Ⅲ
  - ア 最大震度6弱（政令市等は5強）の地震が発生した場合
  - イ 大津波警報が発表された場合

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第27条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、次に掲げる出動区分に定めるとおりとする。

なお、長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合は、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

- (1) 出動区分Ⅰ  
地震発生後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、緊急消防援助隊の出動準備を求めるとともに、別表Cに基づき、出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-4）。
- (2) 出動区分Ⅱ  
地震発生後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、緊急消防援助隊の出動準備を求めるとともに、別表Cに基づき、出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-4）。
- (3) 出動区分Ⅲ  
地震発生後又は大津波警報発表後直ちに、震央管轄都道府県又は大津波警報が発表された都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、緊急消防援助隊の出動準備を求めるとし、その後、状況に応じて出動の求め又は指示等を行うものとする。

（迅速出動の適用除外）

第28条 次に掲げる場合は、迅速出動の適用除外とする。

- (1) 第一次出動都道府県大隊が被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合  
当該都道府県は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとし、当該報告を受けた長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合は、出動準備都道府県大隊に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- (2) 震央が海域の場合  
最大震度都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して出動準備を求めるとし、その後、状況に応じて出動の求め又は指示等を行うものとする。

（出動準備の解除又は迅速出動の中止）

第29条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、出動準備の解除又は迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第30条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 指揮支援部隊長

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊長

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

消防庁が連絡する航空隊基地等

(4) 水上小隊

消防庁が連絡する場所

(迅速出動時の出動先の変更等)

第31条 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動時の出動可能隊数等の報告)

第32条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動（出動準備を含む。）する場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

なお、既に出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

## 第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第34条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が

効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

## 第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第35条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
  - (4) 情報連絡体制に関する事。
  - (5) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

(受援計画)

第36条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関する事。
  - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
  - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
  - (4) 宿営場所、救助活動拠点（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点をいう。）その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
  - (5) 救助活動拠点への資機材等の整備に関する事。
  - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
  - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
  - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関する事。
  - (9) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行

うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第37条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

## 第10章 その他

(都道府県の訓練)

第38条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第39条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第40条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表A(第一次出動航空小隊)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	指揮支援部隊長輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	★岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	★山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	★山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城		岩手県	山形県	★青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	★埼玉県	新潟県
秋田	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	★山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	群馬県	★新潟県	
福島	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	★茨城県	群馬県	★埼玉県	東京	新潟県	
茨城	東京	栃木県	埼玉県	★宮城県	福島県	群馬県	★千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	
栃木	東京	茨城県	埼玉県	★宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	★川崎市	山梨県	
群馬	東京	栃木県	埼玉県	★茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉	東京	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	★千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡市	
千葉	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	群馬県	横浜市	★川崎市	山梨県	長野県	静岡市	
東京		埼玉県	山梨県	★茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡市
神奈川	東京	埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	★千葉県	長野県	静岡県	静岡市	
新潟	仙台市	埼玉県	富山県	★宮城県	★山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京	長野県	
富山	京都市	埼玉県	新潟県	★東京	石川県	福井県	★山梨県	長野県	岐阜県	名古屋市	
石川	京都市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	★滋賀県	
福井	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	★愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	長野県	★静岡市	浜松市	
長野	東京	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	★静岡市	浜松市	名古屋市	
岐阜	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	★滋賀県	
静岡	東京	埼玉県	山梨県	群馬県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	★愛知県	名古屋市	
愛知		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	★浜松市	三重県
三重	名古屋市	愛知県	京都市	★滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	★大阪市	神戸市	奈良県	
京都		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	★神戸市	奈良県	鳥取県
大阪		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	★神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫	大阪市	京都市	岡山市	三重県	★滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山市	徳島県	
奈良	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	★徳島県	
和歌山	大阪市	徳島県	高知県	三重県	★滋賀県	★京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取	広島市	京都市	鳥根県	大阪市	兵庫県	神戸市	★岡山県	岡山市	広島県	香川県	
鳥根	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	★広島県	山口県	愛媛県	
岡山	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	★鳥取県	鳥根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島		岡山県	高知県	鳥取県	★鳥根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	北九州市	福岡市
山口	広島市	愛媛県	高知県	★鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	北九州市	福岡市	大分県	
徳島	広島市	愛媛県	高知県	大阪市	★兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	香川県	
香川	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	★岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	★大分県	
高知	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	★広島県	山口県	香川県	
福岡		高知県	大分県	岡山市	広島県	広島市	山口県	★愛媛県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	★大分県	宮崎県	
長崎	福岡市	高知県	大分県	広島県	広島市	山口県	北九州市	★熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本	福岡市	高知県	大分県	広島県	広島市	山口県	北九州市	長崎県	宮崎県	★鹿児島県	
大分	福岡市	高知県	愛媛県	広島県	広島市	山口県	北九州市	長崎県	熊本県	★宮崎県	
宮崎	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県	熊本県	★大分県	
鹿児島	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県	★熊本県	大分県	
沖縄	福岡市	高知県	鹿児島県	山口県	愛媛県	北九州市	長崎県	熊本県	大分県	★宮崎県	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

注2 ★については、情報収集航空小隊の代替出動隊を示す。



別表C(迅速出動に係る措置要求等の内容)

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊		
		陸 上	航 空	水 上
<p>【Ⅰ】</p> <p>最大震度 7 (東京都特別区は 6 強以上)</p>	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊の出動可能な全隊	<p>震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊のうち出動可能な全隊及び必要な出動準備航空小隊</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指揮支援隊輸送航空小隊 全隊</li> <li>・ 情報収集航空小隊 2 隊</li> <li>・ 救助・救急・輸送航空小隊 5 隊以上</li> </ul>	消防庁長官の求め又は指示による
<p>【Ⅱ】</p> <p>最大震度 6 強 (東京都特別区は 6 弱)</p>	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊	震央管轄都道府県に対応する第 1 次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 (情報収集航空小隊の代替出動隊を含む)	消防庁長官の求め又は指示による
<p>【Ⅲ】</p> <p>ア 最大震度 6 弱 (政令市等は 5 強)</p> <p>イ 大津波警報</p>	消防庁長官の求め又は指示による			

※出動区分Ⅰ及びⅡにおいて、情報収集航空小隊を 2 隊確保するものとし、うち 1 隊はヘリサットを装備した情報収集航空小隊とする。ただし、震央管轄都道府県において、ヘリサット等を装備した航空小隊により十分な情報収集体制が確保されている場合はこの限りではない。

※出動区分Ⅰ及びⅡにおいて、ヘリサットを装備した情報収集航空小隊が確保できない場合又は到着に時間を要する場合は、指揮支援隊輸送航空小隊等の中からヘリサットを装備した航空小隊を 1 隊確保するものとする。

# 緊急消防援助隊の応援等要請

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

\_\_\_\_\_(消防庁長官) 殿

\_\_\_\_\_(都道府県知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県				市区町村		
出動を希望する区域・活動内容							
災害の状況	原子力施設等	有・無		被害	有・無・不明		
	石油コンビナート等	有・無		被害	有・無・不明		

応援等要請日時	平成	年	月	日	時	分	
必要とする応援隊 (必要とする隊に○をつける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊			特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊				N災害対応小隊		
	指揮隊				B災害対応小隊		
	消火小隊				C災害対応小隊		
	救助小隊			特殊装備小隊	大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊				密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊			特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊				消防活動二輪小隊		
	航空小隊				震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊				水難救助小隊		
				その他( )			
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)							

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

# 応援等要請のための連絡事項

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県						市区町村
出動を希望する区域・活動内容							
災害の状況	原子力施設等	有・無		被害	有・無・不明		
	石油コンビナート等	有・無		被害	有・無・不明		

応援等連絡日時	平成	年	月	日	時	分	
必要とする応援隊 <small>(必要とする隊に○を付ける。 必要隊数がかかる場合は、 隊数を記入。)</small>	出動可能な全隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊			
	指揮支援隊			N災害対応小隊			
	指揮隊			B災害対応小隊			
	消火小隊			C災害対応小隊			
	救助小隊		特殊 装備 小隊	大規模危険物火災等対応小隊			
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊			
	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊			
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊			
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊			
	水上小隊			水難救助小隊			
		その他( )					
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)							

### <連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

# 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

平成      年      月      日      時      分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
消                      防                      長 }

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県						市区町村
災害名							
災害の状況	原子力施設等	有・無		被害	有・無・不明		
	石油コンビナート等	有・無		被害	有・無・不明		

出動準備を依頼する隊 (○の付いた隊)	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
			その他(                      )		
連絡事項 (必要資機材等)					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	平成	年	月	日	時	分
出動隊数報告	平成	年	月	日	時	分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長  
 代表消防機関消防長

殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次のとおり隊数を報告します。

都道府県名						
災害名						
種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考	登録隊数
指揮支援隊						
指揮隊						
消火小隊						
救助小隊						
救急小隊						
後方支援小隊						
通信支援小隊						
航空小隊						
水上小隊						
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊					
	N災害対応小隊					
	B災害対応小隊					
	C災害対応小隊					
	大規模危険物火災等対応小隊					
	密閉空間火災等対応小隊					
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊					
	消防活動二輪小隊					
	震災対応特殊車両小隊					
	水難救助小隊					
	その他( )					
合計						

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	





# 緊急消防援助隊の出動隊数通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、受援体制を整えてください。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
迅 速 出 動	適用（ 区分Ⅰ・区分Ⅱ ）・非適用
アクションプラン	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第26条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	
出動区分	求め ・ 指示
	区分Ⅰ ・ 区分Ⅱ
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出 動 先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に定めるとおり

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊		
		陸 上	航 空	水 上
<b>Ⅰ</b> 最大震度7 (東京都特別区は6強以上)	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②必要な出動準備航空小隊 ・指揮支援隊輸送航空小隊 全隊 ・代替出動隊(情報収集航空小隊) ( ) ・救助・救急・輸送航空小隊 ( )	消防庁長官の求め又は指示に基づき出動
<b>Ⅱ</b> 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	震央管轄都道府県に対応する指揮支援隊長の属する指揮支援隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②代替出動隊(情報収集航空小隊) ( )	消防庁長官の求め又は指示に基づき出動

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成    年    月    日    時    分

消防庁長官  
市町村長  
指揮支援部隊長 } 殿

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成    年    月    日    時    分
引揚決定した隊	
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成    年    月    日    時    分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚が決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成    年    月    日    時    分
引揚決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成	年	月	日
災害名				
都道府県				
消防本部				

### 1. 出動の状況

出動先	都道府県				
	市区町村				
時系列	求め又は指示日時	平成	年	月	日 時 分
	出動日時	平成	年	月	日 時 分
	集結完了日時	平成	年	月	日 時 分
	進出拠点到着日時	平成	年	月	日 時 分
	活動開始日時	平成	年	月	日 時 分
	活動終了日時	平成	年	月	日 時 分
	被災地引揚日時	平成	年	月	日 時 分
	帰署(所)日時	平成	年	月	日 時 分
	出動期間	出 動 日	～	帰署(所)日	日間
	活動期間	活動開始日	～	活動終了日	日間
隊種別	実 数		延べ数		
指揮支援隊	隊	名	隊	名	
指揮隊	隊	名	隊	名	
消火小隊	隊	名	隊	名	
救助小隊	隊	名	隊	名	
救急小隊	隊	名	隊	名	
後方支援小隊	隊	名	隊	名	
通信支援小隊	隊	名	隊	名	
特殊災害小隊	隊	名	隊	名	
特殊装備小隊	隊	名	隊	名	
航空小隊	隊	名	隊	名	
水上小隊	隊	名	隊	名	
合 計	隊	名	隊	名	

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
	/			中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

別記様式5-1(総括表)

緊急消防援助隊活動 に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動 に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動 に関し、有効であった 資機材等	
緊急消防援助隊活動 に関する課題等	
上記課題に対する 改善策等	

## 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成	年	月	日
災害名				
都道府県				
消防本部				
出動次隊	次隊			

### 1. 出動の状況

出動先	都道府県							
	市区町村							
時系列	求め又は指示日時	平成	年	月	日	時	分	
	出動日時	平成	年	月	日	時	分	
	進出拠点到着日時	平成	年	月	日	時	分	
	活動開始日時	平成	年	月	日	時	分	
	活動終了日時	平成	年	月	日	時	分	
	被災地引揚日時	平成	年	月	日	時	分	
	帰署(所)日時	平成	年	月	日	時	分	
	出動期間	出 動 日	～	帰 署 ( 所 ) 日				日 間
	活動期間	活 動 開 始 日	～	活 動 終 了 日				日 間
隊種別		実 数		延べ数(実数×出動期間)				
指揮支援部隊	指揮支援隊	隊	名	隊				名
	通信支援小隊	隊	名	隊				名
	後方支援小隊	隊	名	隊				名
合 計		隊	名	隊				名

## 2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
車両・資機材の損傷	

別記様式5-2(指揮支援部隊)

<p>緊急消防援助隊活動 に関する奏功事例等</p>	
<p>緊急消防援助隊活動 に関する困難事例等</p>	
<p>緊急消防援助隊活動 に関し、有効であった 資機材等</p>	
<p>緊急消防援助隊活動 に関する課題等</p>	
<p>上記課題に対する 改善策等</p>	

### 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	
部隊・大隊名	
出動次隊	次隊

#### 1. 出動の状況

出動先	都道府県						
	市区町村						
時系列	求め又は指示日時	平成	年	月	日	時	分
	出動日時	平成	年	月	日	時	分
	集結完了日時	平成	年	月	日	時	分
	進出拠点到着日時	平成	年	月	日	時	分
	活動開始日時	平成	年	月	日	時	分
	活動終了日時	平成	年	月	日	時	分
	被災地引揚日時	平成	年	月	日	時	分
	帰署(所)日時	平成	年	月	日	時	分
	出動期間	出 動 日	～	帰 署 ( 所 ) 日	日間		
	活動期間	活動開始日	～	活動終了日	日間		
隊種別	実 数		延べ数(実数×出動期間)				
指揮隊	隊	名	隊	名			
消火小隊	隊	名	隊	名			
救助小隊	隊	名	隊	名			
救急小隊	隊	名	隊	名			
後方支援小隊	隊	名	隊	名			
通信支援小隊	隊	名	隊	名			
特殊災害小隊	隊	名	隊	名			
特殊装備小隊	隊	名	隊	名			
水上小隊	隊	名	隊	名			
合 計	隊	名	隊	名			

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

別記様式5-2(都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊)

<p>緊急消防援助隊活動 に関する奏功事例等</p>	
<p>緊急消防援助隊活動 に関する困難事例等</p>	
<p>緊急消防援助隊活動 に関し、有効であった 資機材等</p>	
<p>緊急消防援助隊活動 に関する課題等</p>	
<p>上記課題に対する 改善策等</p>	

### 緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
航空隊名	
機体名	

#### 1. 出動の状況

出動先	都道府県	1	2	3			
	市区町村	1	2	3			
活動人員	延べ	隊	名	出動日数	延べ	日間	
時系列	1	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動日時	平成 年 月 日 時 分				
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動期間	出 動 日		~	帰 投 日 日間	
	2	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動日時	平成 年 月 日 時 分				
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動期間	出 動 日		~	帰 投 日 日間	
	3	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動日時	平成 年 月 日 時 分				
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分				
		出動期間	出 動 日		~	帰 投 日 日間	
活動実績	火災	救助	救急	輸送	情報収集	計	
	件数	件	件	件	件	件	件
	救助・搬送人員	名	名	名	名		名
	詳細事項	消火 回	ホイス 着陸 名	軽症 名 中等症 名 重傷 名 その他 名	隊員 名 隊員以外 名 資機材等 kg 緊急物資 kg		
備考							

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
航空機・資機材の損傷	
緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	



# 部隊移動に関する意見(照会)

平成    年    月    日    時    分

都道府県知事 }  
市町村長        } 殿

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現在の出動先	都道府県	市区町村
部隊移動先	都道府県	市区町村

求め又は指示する隊						
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊			N災害対応小隊		
	指揮隊			B災害対応小隊		
	消火小隊			C災害対応小隊		
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊		
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊			水難救助小隊		
					その他(            )	
	連絡事項					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 部隊移動に関する意見(回答)

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

- 了承します。
- その他

部隊移動に関する意見	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

平成    年    月    日    時    分

都道府県知事 }  
市町村長        } 殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	<b>求め・指示（消防組織法第44条第__項）</b>					
求め又は指示日時	平成	年	月	日	時	分
現在の出勤先					都道府県	市区町村
部隊移動先					都道府県	市区町村

求め又は指示する隊						
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊			N災害対応小隊		
	指揮隊			B災害対応小隊		
	消火小隊			C災害対応小隊		
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊		
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊			水難救助小隊		
				その他(                    )		
連絡事項						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部    広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

緊急消防援助隊行動市町村長 殿  
 (緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由)

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	<b>求め・指示 (消防組織法第44条第__項)</b>
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県大隊長 殿  
(指揮支援本部長 経由)

(都道府県知事)

貴指揮下の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	<b>指示 (消防組織法第44条の3第1項)</b>
指示日時	平成 年 月 日 時 分
現在の出勤先	都道府県 市区町村
部隊移動先	都道府県 市区町村

指示する隊					
指示する隊の 規 模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
			その他( )		
連絡事項					

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成	年	月	日	時	分
----	---	---	---	---	---

消防庁長官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	<b>指示（消防組織法第44条の3第1項）</b>
指示日時	平成 年 月 日 時 分
指示した隊	別添（別記様式6-5）のとおり
連絡事項	

## &lt;連絡責任者&gt;

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成    年    月    日    時    分

都道府県知事 }  
市町村長        } 殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	<b>指示（消防組織法第44条の3第1項）</b>
指示日時	平成    年    月    日    時    分
指示した隊	別添（別記様式6-5）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部    広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

## 消防庁

### 災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				

### 現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

## 〇〇都道府県

### 災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

### 政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

### 調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

別記様式7

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長 (指揮支援隊長)	所属		氏名	
	TEL			

緊急消防援助隊

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

## 緊急消防援助隊運用要綱の見直しの骨子

以下の事項を踏まえ、緊急消防援助隊運用要綱（平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号。以下「旧運用要綱」という。）を大幅見直し。

- 平成 26 年度に発生した災害における出動時の教訓
- 地方分権改革に関する「平成 26 年の地方からの提案等に関する対処方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）への対応
- 第 3 期基本計画（H26-30）における統合機動部隊等の新設

### 1 緊急消防援助隊に関する都道府県の対応の明確化

応援要請の迅速化等都道府県の役割の明確化のため、旧運用要綱について 2 つに分割。

- (1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）  
→ 応援要請、災害時受援体制等、主として都道府県及び市町村の対応事項を規定
- (2) 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（以下「新運用要綱」という。）  
→ 各部隊の編成・任務、出動等、主として緊急消防援助隊及び消防本部の対応事項を規定

### 2 都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化

- (1) 大規模災害が発生し、災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、都道府県知事は、迅速に緊急消防援助隊の応援等の要請を行うこととしたこと（要請要綱第 3 条第 2 項関係）。
- (2) 緊急消防援助隊の応援等に関する都道府県知事の要請又は市町村長の連絡は、応援等が必要である旨を電話により直ちに行うものとし、災害の概況等が明らかになり次第電話により報告するものとしたこと。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種類・規模等に関する書面による報告は、これらが把握した段階において速やかに行うこととしたこと（要請要綱第 3 条第 3 項、第 4 条第 1 項・第 3 項関係）。
- (3) 都道府県知事が自衛隊の災害派遣要請を行う際は、緊急消防援助隊の応援等の必要性についても同時に検討することとしたこと（要請要綱第 3 条第 4 項関係）。

### 3 実動機関等防災関係機関との連携強化

- (1) 都道府県レベルにおける防災関係機関との連携強化のため、消防応援活動調整本部は、政府現地対策本部及び実動機関（自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等）と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとしたこと（要請要綱第 12 条第 2 項及び第 3 項関係）。
- (2) 市町村レベルにおける防災関係機関との連携強化のため、指揮支援本部は、市町村災害対策本部及び指揮本部（被災地の消防本部に設置）と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとしたこと。また、必要に応じて、指揮支援本部長の判断により市町村災害対策本部又は指揮本部へ隊員を派遣することとしたこと（新運用要綱

第 16 条第 4 項関係)。

#### 4 緊急消防援助隊の引揚げ時の対応の明確化

- (1) 被災地の市町村長は、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断することとしたこと（要請要綱第 20 条関係）。
- (2) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊の要請を行うこととされている都道府県知事が、政府現地対策本部と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定し、長官及び被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対してその旨を通知することとしたこと（要請要綱第 21 条関係）。

#### 5 隊員の安全管理体制の強化

- (1) 消防応援活動調整本部、指揮支援本部及び都道府県大隊本部の事務並びに都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長の任務として、安全管理を明確化したこと（要請要綱第 12 条第 5 項、新運用要綱第 14 条第 1 項、第 16 条第 3 項、第 18 条第 2 項関係）。

#### 6 第 3 期基本計画において新設された統合機動部隊等の運用の具体化

- (1) 統合機動部隊の迅速な出動を確保するため、出動時間の目安（求め又は指示の後概ね 1 時間以内）を定めたこと（新運用要綱第 11 条関係）。
- (2) 統合機動部隊長は都道府県大隊長と兼ねることができるとしたこと（新運用要綱第 4 条関係）。
- (3) 大規模地震発生時における迅速出動の基準において、震度 6 強の地震が発生した場合に出動することとされている陸上先遣隊を統合機動部隊に変更することとしたこと（要請要綱第 26 条関係）。
- (4) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成について、中心となり構成する隊を定めるとともに、地域の実情に応じて、柔軟に増隊することとしたこと（新運用要綱第 5 条関係）。

#### 7 地方分権に関する地方提案等（H27. 1. 30 閣議決定）への対応

- (1) 消防組織法第 44 条第 1 項に基づく都道府県知事の緊急消防援助隊の要請との相違を明確化するため、
  - ① 市町村長は消防の応援等の必要性を判断した上で、都道府県知事に対して、必要な情報を提供するため連絡を行うこととしたこと（要請要綱第 4 条第 1 項関係）。
  - ② 市町村長が都道府県知事と連絡を取ることができない場合等において、長官に対して、直接、必要な情報を提供するため連絡を行うこととしたこと（要請要綱第 4 条第 2 項・第 3 項関係）。

※ 旧運用要綱においては、改正前はいずれも「要請」と規定されているところ。

## 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」新旧対照表

(下線は、改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱</u></p> <p style="text-align: right;">平成<u>27</u>年 3月<u>31</u>日 消防広第74号 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 <u>(運用要綱で規定)</u></p> <p>第2章 <u>応援等の要請</u></p> <p>第3章 <u>出動の求め又は指示等</u> <u>(運用要綱で規定)</u> <u>(第7章へ移動)</u> <u>(運用要綱で規定)</u></p> <p>第4章 <u>受援体制</u></p> <p>第5章 <u>部隊移動</u></p> <p>第6章 <u>応援等の引揚げの決定</u></p> <p>第7章 <u>大規模地震発生時における迅速出動基準</u></p> <p>第8章 <u>防災関係機関との連携</u></p> <p>第9章 <u>応援等実施計画及び受援計画</u> <u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>緊急消防援助隊運用要綱</u></p> <p style="text-align: right;">平成16年 3月26日 消防震第19号 改正 平成17年 3月30日 消防震第14号 改正 平成18年 2月14日 消防応第15号 改正 平成18年 6月22日 消防応第94号 改正 平成20年 7月 2日 消防応第109号 改正 平成20年 8月27日 消防応第152号 改正 平成24年11月28日 消防広第195号 改正 平成26年 3月26日 消防広第75号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 <u>緊急消防援助隊の編成及び装備等の基準</u></p> <p>第3章 <u>応援等</u> 要請 <u>(新設)</u></p> <p>第4章 <u>応援等出動</u></p> <p>第5章 <u>迅速出動</u></p> <p>第6章 <u>応援等指揮活動</u> <u>(新設)</u></p> <p>第7章 <u>部隊移動</u></p> <p>第8章 <u>活動終了及び報告</u> <u>(第5章から移動)</u> <u>(第11章から移動)</u></p> <p>第9章 <u>応援等実施計画</u></p> <p>第10章 <u>受援計画</u></p>

(第8章へ移動)

(削除)

第10章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (8) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (9) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。

(運用要綱で規定)

(運用要綱で規定)

第11章 \_\_\_\_\_ 関係機関との連携

第12章 緊急消防援助隊に関する訓練

第13章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動、活動等 \_\_\_\_\_ について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (新設)
- (3) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (4) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (5) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (6) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (7) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (8) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (9) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

- (10) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる

<p>(運用要綱で規定)</p> <p>(運用要綱で規定)</p> <p>(10) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。</p> <p>(11) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。</p> <p>(12) 震央管轄都道府県とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。</p> <p>(13) 震央管轄消防本部とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。</p> <p>(14) 最大震度都道府県とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(15) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。</p> <p>(16) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。</p> <p>(運用要綱で規定)</p> <p><b>第2章 応援等の要請</b></p> <p>(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)</p> <p>第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害</p>	<p>る災害をいう。</p> <p>(11) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。</p> <p>(12) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。</p> <p>(13) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。</p> <p>(14) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。</p> <p>(15) 震央管轄都道府県とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。</p> <p>(16) 震央管轄消防本部とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。</p> <p>(17) 最大震度都道府県とは、迅速出動が適用となる地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。</p> <p>(18) 陸上先遣隊とは、迅速出動が適用となる地震発生後、直ちに出動する中隊をいう。</p> <p>(19) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。</p> <p>(20) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。</p> <p><b>第2章 緊急消防援助隊の編成及び装備等の基準（略）</b></p> <p><b>第3章 応援等 要請</b></p> <p>(応援等要請)</p> <p>第8条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害</p>
---	--

<p>の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、<u>法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、</u>  <u>緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前二項の要請は電話（災害時無線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。</u>  <u>(1) 災害の概況</u>  <u>(2) 出動を希望する区域及び活動内容</u>  <u>(3) その他参考となるべき事項</u></p> <p>4 <u>被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。</u></p> <p>5 <u>被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の報告と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。</u></p> <p><u>(応援等の要請のための市町村長等の連絡)</u></p> <p>第4条 <u>被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び都道府県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等</u>  <u>が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。</u></p>	<p>の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要  _____と判断した場合は、_____長官に対して、  速やかに緊急消防援助隊の応援等__要請を行うものとする（別記様式1）。  (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と</u>  _____判断した場合は、都道府県知事に対して、  <u>速やかに緊急消防援助隊の応援等要請を行うものとする（別記様式1）。</u>  <u>なお、当該都道府県知事と連絡を取ることができない場合は、長官に対して直接要請するものとする。</u></p>
---	---

<p>2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。</p> <p>3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種類・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。</p> <p>4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 被災地の属する都道府県の知事又は被災地の市町村長は、第1項若しくは第2項又は第5章に規定する迅速出動適用の場合において、被災地又はその隣接する市町村に原子力施設、石油コンビナート等を有するときは、消防庁に対して、速やかに当該施設における被害状況等、緊急消防援助隊の活動上必要な情報について報告するよう努めるものとし、当該報告を受けた消防庁は、当該都道府県に出動している、又は出動する緊急消防援助隊に対して情報提供するものとする。</p>
<p><b>第3章 出動の求め又は指示等</b></p> <p>(出動可能隊数の報告及び出動準備)</p> <p>第5条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況を考慮して必要と判断した場合は、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県を經由して当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告_____及び出動準備を依頼するものとする（別記様式2-1）。</p> <p>2 消防庁から出動可能隊数報告_____及び出動準備を依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、基本計画第4章1（3）に定める災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2</p>	<p>(新設)</p> <p>(出動可能隊数の報告及び出動準備)</p> <p>第9条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況を考慮して必要と判断した場合は、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県を經由して当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告の求め及び出動準備_依頼を行うものとする（別記様式2-1）。</p> <p>2 消防庁から出動可能隊数報告の求め及び出動準備_依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p>3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、基本計画第4章1（3）に定める災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2</p>

－ 2)。

4 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2－2）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3－1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第12条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

3 前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、航空小隊及び水上小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

4 長官は、次に掲げる災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊（第一次出動航空小隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県大隊（出動準備航空小隊を含む。以下同じ。）を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

- (1) 複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震が発生した場合
- (2) 複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合
- (3) その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事に対してその旨を通知するものとする（別記様式3－2）。

－ 2)。

4 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2－2）。

（          出動の求め、指示等）

第10条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、当該被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3－1）。

この          場合において、          原則として、応援先市町村を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なときは、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行い、第12条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

2 緊急消防援助隊の配備は、原則として、都道府県大隊を単位として行うものとし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、原則として、当該指揮支援隊の担当する区域に配備するものとする。ただし、航空小隊及び水上小隊については、第12条に規定する調整本部と調整の上、配備するものとする。

3 長官は、次に掲げる災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊（第一次出動航空小隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県大隊（出動準備航空小隊を含む。以下同じ。）を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

- (1) 複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震が発生した場合
- (2) 複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合
- (3) その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合

（応援等決定通知）

第11条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事に対してその旨を通知するものとする（別記様式3－2）。

(第12条へ移動)

(消防応援活動調整本部の設置)

第12条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、当該都道府県災害対策本部

\_\_\_\_\_に近接した場所に設置するものとする。

3 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第47条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。

(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員

(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長

4 調整本部は、\_\_\_\_\_次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 都道府県災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。

(6) その他必要な事項に関すること。

5 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

	<p><u>6</u> 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。</p> <p><u>7</u> 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。</p> <p><u>8</u> 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p>
<p><u>(運用要綱で規定)</u></p>	<p><u>第13条 (略)</u></p>
<p><u>(第13条へ移動)</u></p>	<p>(消防庁職員の現地派遣)</p>
	<p><u>第14条</u> 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。</p> <p><u>2</u> 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、<u>第33条</u>に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）又は市町村災害対策本部に現地派遣職員を派遣するものとする。</p> <p><u>3</u> 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。</p> <p>(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 報道機関への対応に関すること。</p>
<p><u>(運用要綱で規定)</u></p>	<p><u>第4章 応援等出動</u></p>
<p><u>(都道府県知事による出動の求め又は指示)</u></p>	<p><u>(緊急消防援助隊の出動)</u></p>
<p><u>第8条</u> 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。</p>	<p><u>第15条</u> 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。</p>
<p><u>(緊急消防援助隊の出動)</u></p> <p><u>第9条</u> 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事</p>	<p><u>2</u> 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び</p>

<p>及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。 <u>(運用要綱で規定)</u></p> <p><u>2</u> 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p><u>3</u> 前項の報告を受けた長官は、受援都道府県の知事に対して通知するものとする（別記様式3-3）。</p> <p>(航空小隊の基本的な出動都道府県)</p> <p>第10条 航空小隊の基本的な出動都道府県は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。</p> <p>(1) 基本計画第4章2(1)イに定める第一次出動航空小隊は、別表Aのとおりとする。</p> <p>(2) 基本計画第4章2(2)イに定める出動準備航空小隊は、別表Bのとおりとする。</p> <p>2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。</p> <p>(2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。</p> <p>(3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材若しくは救急用資機材を活用した救助・救急活動又は指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。</p> <p>(4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。</p> <p><u>3</u> 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。</p> <p>(1) <u>ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信</u></p> <p>(2) <u>第13条に規定する現地派遣職員の輸送</u></p> <p>(航空小隊の出動に関する留意事項)</p> <p>第11条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。</p>	<p>登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。</p> <p><u>3</u> 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>4</u> 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p><u>5</u> 前項の報告を受けた長官は、受援都道府県の知事に対して通知するものとする（別記様式3-3）。</p> <p>(航空小隊の基本的な出動計画等)</p> <p>第16条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。</p> <p>(1) 基本計画第4章2(1)イに定める第一次出動航空小隊は、別表Aのとおりとする。</p> <p>(2) 基本計画第4章2(2)イに定める出動準備航空小隊は、別表Bのとおりとする。</p> <p>2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。</p> <p>(2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。</p> <p>(3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材若しくは救急用資機材を活用した救助・救急活動又は指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(航空小隊の出動に関する留意事項)</p> <p>第17条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。</p>
---	---

<p>2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>3 消防庁は、情報収集航空小隊が耐空検査等により出動できない場合に備えて、その代替出動を行う航空小隊（以下「代替出動隊」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。</p> <p>4 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊（代替出動隊を含む。以下同じ。）の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。</p> <p>5 指揮支援隊輸送航空小隊並びに救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。</p> <p>6 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。</p> <p>7 消防庁は、航空小隊が耐空検査等により出動できない場合において、航空機の運用調整等の支援を行うため必要と判断したときは、当該航空小隊に対して、<u>後方支援小隊</u>として車両等による出動を要請するものとする。</p> <p>8 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。</p> <p>9 航空小隊の属する消防本部又は航空消防隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。</p>	<p>2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>3 _____情報収集航空小隊が耐空検査等により出動できない場合に備えて、その代替出動を行う航空小隊（以下「代替出動隊」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。</p> <p>4 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊（代替出動隊を含む。以下同じ。）の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。</p> <p>5 指揮支援隊輸送航空小隊及び<u>救助・救急・輸送航空小隊_____</u>の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。</p> <p>6 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。</p> <p>7 消防庁は、航空小隊が耐空検査等により出動できない場合において、航空機の運用調整等の支援を行うため必要と判断したときは、当該航空小隊に対して、_____車両等による出動を要請するものとする。</p> <p>8 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。</p> <p>9 航空小隊の属する消防本部又は航空消防隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。</p>
<p><u>(運用要綱で規定)</u></p>	<p><u>第18条 ～ 第19条 (略)</u></p>
<p><u>(第15条へ移動)</u></p>	<p><u>(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)</u></p>
<p><u>(運用要綱で規定)</u></p>	<p><u>第20条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 緊急消防援助隊の集結場所</u></p> <p><u>代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。</u></p> <p><u>なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の調整本部と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。</u></p> <p><u>(2) 緊急消防援助隊の進出拠点</u></p> <p>消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（又は _____被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、</p>

<p>(運用要綱で規定)</p>	<p>応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の宿営場所 消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（又は 被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(4) 緊急消防援助隊の出動ルート 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、 応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び 後方支援本部に対して報告するものとする。 なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更 する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報 告するものとする。</p>
<p>(運用要綱で規定)</p>	<p>第21条 ～ 第22条 (略)</p>
<p><b>(第7章へ移動)</b></p>	<p><b>第5章 迅速出動</b></p>
<p>(第26条へ移動)</p>	<p>(対象災害及び適用基準)</p> <p>第23条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、震央管轄都道府県内の市町村の応援 等に関して、次に掲げる出動区分に定めるとおり適用するものとする。ただし、ア クションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによる ものとする。 なお、震央管轄都道府県以外の市町村の応援等に関しては、第3章及び第4章の 規定による。</p> <p>(1) 出動区分Ⅰ 最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震が発生した場合</p> <p>(2) 出動区分Ⅱ 最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震が発生した場合</p> <p>(3) 出動区分Ⅲ ア 最大震度6弱（政令市等は5強）の地震が発生した場合 イ 大津波警報が発表された場合</p>
<p>(第27条 ～ 第28条へ移動)</p>	<p>第24条 ～ 第25条 (略)</p>

<p>(別表C (迅速出動に係る措置要求等の内容) に記載)</p> <p>(削除)</p> <p>(第29条 ~ 第32条へ移動)</p> <p><b>第4章 受援体制</b></p> <p>(消防応援活動調整本部の設置)</p> <p>第12条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動</p>	<p>(航空小隊の迅速出動に関する留意事項)</p> <p>第26条 航空小隊の迅速出動に関する留意事項は、第16条及び第17条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 出動区分Ⅰ及びⅡにおいて、情報収集航空小隊を2隊確保するものとし、うち1隊はヘリサットを装備した情報収集航空小隊とする。ただし、震央管轄都道府県において、ヘリサット等を装備した航空小隊により十分な情報収集体制が確保されている場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 出動区分Ⅰ及びⅡにおいて、ヘリサットを装備した情報収集航空小隊が確保できない場合又は到着に時間を要する場合は、指揮支援隊輸送航空小隊等の中からヘリサットを装備した航空小隊を1隊確保するものとする。</p> <p>(陸上先遣隊の編成及び任務)</p> <p>第27条 陸上先遣隊は、原則として、代表消防機関等の同一の消防本部に属する都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊の各1隊をもって編成するものとする。</p> <p>2 陸上先遣隊は、迅速出動が適用となる地震発生後に直ちに出勤するとともに、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うものとし、次に掲げる任務を行うものとする。</p> <p>(1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 被災地における通信の確保に関すること。</p> <p>(5) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。</p> <p>(6) 航空消防活動の支援に関すること。</p> <p>(7) 宿営場所の設営に関すること。</p> <p>第28条 ~ 第31条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(第12条から移動)</p>
---	--

<p>等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。</p> <p>なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。</p> <p>2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、<u>      </u>都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。</p> <p>3 <u>調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。</u></p> <p>4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第36条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。</p> <p>(1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員</p> <p>(2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行</p> <p>(3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員</p> <p>(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長</p> <p>5 <u>調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</u></p> <p>(1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。</p> <p>(2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第14条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(8) その他必要な事項に関すること。</p> <p>6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	-------------------------------------

<p>7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。</p> <p>8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。</p> <p>9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p>	
<p>(消防庁職員の現地派遣)</p> <p>第13条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。</p>	<p>(第14条から移動)</p>
<p>(削除)</p> <p>2 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。</p> <p>(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 報道機関への対応に関すること。</p>	<p>(運用要綱で規定)</p>
<p>(航空運用調整班の設置)</p> <p>第14条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>( _____ 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)</p> <p>第15条 _____ 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。</p>	<p>(第20条から移動)</p>
<p>(削除)</p> <p>(1) 緊急消防援助隊の進出拠点 消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、受援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の宿営場所 消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本</p>	<p>(運用要綱で規定)</p>

<p>部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><b>(運用要綱で規定)</b></p> <p>(運用要綱で規定)</p> <p>(情報共有等)</p> <p>第16条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式7)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。</p> <p>2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。</p> <p>(運用要綱で規定)</p>	<p>(運用要綱で規定)</p> <p><b>第6章 応援等指揮活動</b></p> <p>第32条 ～ 第35条 (略)</p> <p>(情報共有等)</p> <p>第36条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式4)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。</p> <p>2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。</p> <p>第37条 ～ 第38条 (略)</p>
<p><b>第5章 部隊移動</b></p> <p>(部隊移動の基本)</p> <p>第17条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合</p> <p>(2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合</p> <p>(3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合</p> <p>2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮</p>	<p><b>第7章 部隊移動</b></p> <p>(部隊移動の基本)</p> <p>第39条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合</p> <p>(2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合</p> <p>(3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合</p> <p>2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考</p>

し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第18条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-4）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第19条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6-5）。
- (4) 受援都道府県知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに

慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第40条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-4）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第41条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6-5）。
- (4) 受援都道府県知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに

その旨を通知するものとする（別記様式6-6）。

(5) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。

(6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

(7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

## 第6章 応援等の引揚げの決定

### (活動終了に関する市町村長の連絡)

第20条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

### (都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第21条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

### (第23条へ移動)

### (指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第22条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び都道府県大隊長に対して、直ちに電話により緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

その旨を通知するものとする（別記様式6-6）。

(5) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。

(6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

(7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

## 第8章 活動終了及び報告

### (活動終了等)

第42条 被災地の市町村長は、緊急消防援助隊の引揚げを決定した場合は、都道府県知事に対して速やかにその旨を通知するとともに（別記様式7-1）、指揮支援本部長に対して緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡するものとする。

### (新設)

2 前項の報告を受けた都道府県知事は、消防庁に対して速やかにその旨を通知するものとし（別記様式7-1）、当該報告を受けた消防庁は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式7-2）。

3 第1項の連絡を受けた指揮支援本部長は、指揮支援部隊長及び都道府県大隊長に対して、速やかにその旨を連絡するとともに、被

<p><u>2</u> 前項の連絡を受けた都道府県大隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。</p> <p>(1) 都道府県大隊の活動概要（場所、時間、隊数等）  (2) 活動中の異常の有無  (3) 隊員の負傷の有無  (4) 車両、資機材等の損傷の有無  (5) その他必要な事項</p> <p><u>3</u> 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。</p> <p><u>4</u> 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、<u>長官及び受援都道府県知事</u>に対してその旨を報告し、<u>受援都道府県知事</u>の了承を得て引揚げるものとする。</p> <p><u>(長官による応援都道府県知事への引揚げ決定通知)</u></p> <p><u>第23条</u> 第21条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。</p> <p>(帰署（所）報告)</p> <p><u>第24条</u> 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>(活動結果報告)</p> <p><u>第25条</u> 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊活動報告を行うものとする（別記様式5-1、5-2及び5-3）。</p> <p>2 前項の報告を受けた応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊活動報告を取りまとめ、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終</p>	<p><u>災地における活動を終了するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 前項の連絡を受けた都道府県大隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。</p> <p>(1) 都道府県大隊の活動概要（場所、時間、隊数等）  (2) 活動中の異常の有無  (3) 隊員の負傷の有無  (4) 車両、資機材等の損傷の有無  (5) その他必要な事項</p> <p><u>5</u> 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。</p> <p><u>6</u> 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、<u>消防庁及び調整本部長</u>に対してその旨を報告し、<u>調整本部長</u>の了承を得て引揚げるものとする。</p> <p><u>(第42条第2項から移動)</u></p> <p>(帰署（所）報告)</p> <p><u>第43条</u> 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。</p> <p>(活動結果報告)</p> <p><u>第44条</u> 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊活動報告を行うものとする（別記様式8-1、8-2及び8-3）。</p> <p>2 前項の報告を受けた応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊活動報告を取りまとめ、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終</p>
---	---

署（所）後、長官及び受援都道府県に対して、速やかに報告するものとする（別記様式5-1、5-2及び5-3）。

帰署（所）後、長官及び受援都道府県に対して、速やかに報告するものとする（別記様式8-1、8-2及び8-3）。

## 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

## (第5章から移動)

(対象災害及び出動基準)

(第23条から移動)

第26条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して、次に掲げる出動区分に定めるとおり適用するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

(削除)

(1) 出動区分Ⅰ

最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震が発生した場合

(2) 出動区分Ⅱ

最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震が発生した場合

(3) 出動区分Ⅲ

ア 最大震度6弱（政令市等は5強）の地震が発生した場合

イ 大津波警報が発表された場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

(第24条から移動)

第27条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、次に掲げる出動区分に定めるとおりとする。

なお、長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合は、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(1) 出動区分Ⅰ

地震発生後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、緊急消防援助隊の出動準備を求めるとともに、別表Cに基づき、出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-4）。

(2) 出動区分Ⅱ

地震発生後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、緊急消防援助隊の出動準備を求めるとともに、別表Cに基づき、出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-4）。

<p>(3) 出動区分Ⅲ</p> <p>地震発生後又は大津波警報発表後直ちに、震央管轄都道府県又は大津波警報が発表された都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、緊急消防援助隊の出動準備を求めるものとし、その後、状況に応じて出動の求め又は指示等を行うものとする。</p> <p>(迅速出動の適用除外)</p> <p>第28条 次に掲げる場合は、迅速出動の適用除外とする。</p> <p>(1) 第一次出動都道府県大隊が被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応じることができない場合</p> <p>当該都道府県は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとし、当該報告を受けた長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合は、出動準備都道府県大隊に対して出動の求め又は指示を行うものとする。</p> <p>(2) 震央が海域の場合</p> <p>最大震度都道府県に対応する指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して出動準備を求めるものとし、その後、状況に応じて出動の求め又は指示等を行うものとする。</p> <p>(出動準備の解除又は迅速出動の中止)</p> <p>第29条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に対して、出動準備の解除又は迅速出動の中止を連絡するものとする。</p> <p>(迅速出動適用時の出動先)</p> <p>第30条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指揮支援部隊</p> <p>ア 指揮支援部隊長 震央管轄都道府県の都道府県庁舎</p> <p>イ 指揮支援隊長 消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）</p> <p>(2) 統合機動部隊 震央管轄消防本部の庁舎</p> <p>(3) 航空小隊</p>	<p>(第25条から移動)</p> <p>(第28条から移動)</p> <p>(第29条から移動)</p>
--	---

<p>消防庁が連絡する航空隊基地等 (4) 水上小隊 消防庁が連絡する場所</p> <p>(迅速出動時の出動先の変更等) 第31条 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、<u>統合機動部隊長</u>、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。</p> <p>(迅速出動時の出動可能隊数等の報告) 第32条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動（出動準備を含む。）する場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。 なお、既に出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。</p> <p><b>第8章 防災関係機関との連携</b></p> <p>(防災関係____機関等との連絡調整等) 第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める<u>防災関係____機関</u>、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>(調整本部等における防災関係機関との連携) 第34条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する<u>防災関係機関</u>と緊密な連携を図るものとする。 2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。</p> <p><b>第9章 応援等実施計画及び受援計画</b></p>	<p>(第30条から移動)</p> <p>(第31条から移動)</p> <p>(第11章から移動)</p> <p>(第50条から移動)</p> <p>(第53条から移動)</p> <p>第9章 応援等実施計画_____</p>
---	---

<p>(<u>応援等実施計画</u>)</p> <p>第35条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。</p> <p>2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。</p> <p>(2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。</p> <p>(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。</p> <p>(4) 情報連絡体制に関すること。</p> <p>(5) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して情報提供するものとする。</p> <p>(<u>運用要綱に規定</u>)</p>	<p>(<u>応援等実施計画</u>)</p> <p>第45条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。</p> <p>2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。</p> <p>(2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。</p> <p>(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。</p> <p>(4) 情報連絡体制に関すること。</p> <p>(5) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して情報提供するものとする。</p> <p>第46条 (略)</p>
<p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>          </u> 受援計画)</p> <p>第36条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。</p> <p>2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。</p> <p>(4) 宿営場所、救助活動拠点（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点をいう。）その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。</p> <p>(5) 救助活動拠点への資機材等の整備に関すること。</p> <p>(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。</p>	<p>第10章 受援計画</p> <p>(<u>都道府県の受援計画</u>)</p> <p>第47条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。</p> <p>2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。</p> <p>(4) 宿営場所、救助活動拠点（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点をいう。）その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。</p> <p>(5) 救助活動拠点への資機材等の整備に関すること。</p> <p>(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。</p>

<p>(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。</p> <p>(8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。</p> <p>(9) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。</p> <p>(都道府県知事の事務の委任等)</p> <p>第37条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。</p> <p><u>(運用要綱で規定)</u></p>	<p>(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。</p> <p>(8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。</p> <p>(9) その他必要な事項に関すること。</p> <p>3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</p> <p>5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。</p> <p>(都道府県知事の事務の委任等)</p> <p>第48条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。</p> <p><u>(消防本部の受援計画)</u></p> <p>第49条 <u>消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。</u></p> <p><u>2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。</u></p> <p><u>(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。</u></p> <p><u>(4) 宿営場所の確保に関すること。</u></p> <p><u>(5) 救助活動拠点に整備された資機材等の管理に関すること。</u></p> <p><u>(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。</u></p> <p><u>(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。</u></p> <p><u>(8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の入入れに関すること。</u></p> <p><u>(9) その他必要な事項に関すること。</u></p> <p><u>3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、都道府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。</u></p> <p><u>4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する</u></p>
--	---

<p>(第8章へ移動)</p>	<p>とともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。</p>
<p>(第36条へ移動)</p>	<p><b>第11章 関係機関との連携</b></p> <p>( 関係行政機関等との連絡調整等)</p> <p>第50条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める 関係行政機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。</p>
<p>(運用要綱で規定)</p>	<p>(実動関係機関との連携)</p> <p>第51条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。</p> <p>なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波、新型防災無線等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。</p>
<p>(運用要綱で規定)</p>	<p>(医師等との連携)</p> <p>第52条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、都道府県大隊が被災地で活動を行うに当たり、隊員の健康管理等のために必要と判断した場合は、被災地に医師等を輸送することができるよう、体制の構築に努めるものとする。</p>
<p>(第37条へ移動)</p>	<p>(その他 関係機関との連携)</p> <p>第53条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する 関係機関と緊密な連携を図るものとする。</p> <p>2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。</p>

<p><u>(運用要綱で規定)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(第41条へ移動)</u></p> <p><u>(運用要綱に規定)</u></p> <p><b>第10章 その他</b></p> <p>(都道府県の訓練)</p> <p>第38条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。</p> <p><u>(運用要綱に規定)</u></p> <p>(都道府県の即応体制等の強化)</p> <p>第39条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況</p>	<p><u>(消防機関との連携)</u></p> <p>第54条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。</p> <p><b>第12章 緊急消防援助隊に関する訓練</b></p> <p>(都道府県の訓練)</p> <p>第55条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。</p> <p><u>(消防本部等の訓練)</u></p> <p>第56条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。</p> <p><b>第13章 その他</b></p> <p><u>(第55条から移動)</u></p> <p><u>(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)</u></p> <p>第57条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。</p> <p>2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。</p> <p>(都道府県の即応体制等の強化)</p> <p>第58条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況</p>
--	---

に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第40条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第59条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(別表A及びB (略))

(別表A及びB (略))

別表C (迅速出動に係る措置要求等の内容)

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊		
		陸上	航空	水上
【Ⅰ】 最大震度7 (東京都特別区は6強以上)	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊及び必要な出動準備航空小隊 ・指揮支援隊輸送航空小隊全隊 ・情報収集航空小隊 2隊 ・救助・救急・輸送航空小隊 5隊以上	消防庁長官の求め又は指示による
【Ⅱ】 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊(情報収集航空小隊の代替出動隊を含む)	消防庁長官の求め又は指示による
【Ⅲ】 ア 最大震度6弱 (政令市等は5強) イ 大津波警報		消防庁長官の求め又は指示による		

※出動区分Ⅰ及びⅡにおいて、情報収集航空小隊を2隊確保するものとし、うち1隊はヘリサットを装備した情報収集航空小隊とする。ただし、震央管轄都道府県において、ヘリサット等を装備した航空小隊により十分な情報収集体制が確保されている場合はこの限りではない。

※出動区分Ⅰ及びⅡにおいて、ヘリサットを装備した情報収集航空小隊が確保できない場合又は到着に時間を要する場合は、指揮支援隊輸送航空小隊等の中からヘリサットを装備した航空小隊を1隊確保するものとする。

別表C (迅速出動に係る措置要求等の内容)

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊		
		陸上	航空	水上
【Ⅰ】 最大震度7 (東京都特別区は6強)	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊及び必要な出動準備航空小隊 ・指揮支援隊輸送航空小隊全隊 ・情報収集航空小隊2隊 ・救助・救急・輸送航空小隊 5隊以上	消防庁長官の求め又は指示による
【Ⅱ】 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の陸上先遣隊 ①都道府県大隊指揮隊 ②消火小隊 ③救助小隊 ④救急小隊 ⑤後方支援小隊の各1隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊(情報収集航空小隊の代替出動隊を含む)	消防庁長官の求め又は指示による
【Ⅲ】 ア 最大震度6弱 (政令市等は5強) イ 大津波警報		消防庁長官の求め又は指示による		

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 緊急消防援助隊の応援等要請

第	報
平成	年 月 日 時 分

(消防庁長官) 殿

(都道府県知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃				
災害発生場所	都道府県		市区町村		
出動を希望する区域・活動内容					
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明	

応援等要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 <small>(必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)</small>	出動可能な全隊	特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊		N災害対応小隊		
	指揮隊		B災害対応小隊		
	消火小隊		C災害対応小隊		
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊	密閉空間火災等対応小隊			
	後方支援小隊	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊		
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊		水難救助小隊		
	その他( )				
その他参考となるべき事項 <small>(必要資機材等)</small>					

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

## 緊急消防援助隊の応援等要請

第	報
平成	年 月 日 時 分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(都道府県知事又は市町村長)

消防組織法第44条第1項又は緊急消防援助隊運用要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の応援等を要請します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃				
災害発生場所	都道府県		市区町村		
災害種別・状況					
被害状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明	

応援等要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 <small>(必要隊数を記入。 隊数が不明の場合は、 ○を付ける。)</small>	出動可能な全隊	特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊		N災害対応小隊		
	指揮隊		B災害対応小隊		
	消火小隊		C災害対応小隊		
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊	密閉空間火災等対応小隊			
	後方支援小隊	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊		
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊		水難救助小隊		
	その他( )				
連絡事項 <small>(必要資機材等)</small>					

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 応援等要請のための連絡事項

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃		
災害発生場所	都道府県	市区町村	
出動を希望する区域・活動内容			
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害 有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害 有・無・不明

応援等連絡日時	平成 年 月 日 時 分		
必要とする応援隊 <small>(必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)</small>	出動可能な全隊	特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊
	指揮支援隊		N災害対応小隊
	指揮隊		B災害対応小隊
	消火小隊		C災害対応小隊
	救助小隊	特殊装備小隊	大規模危険物火災等対応小隊
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊
	後方支援小隊		遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊
	水上小隊		水難救助小隊
	その他( )		
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)			

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

(新設)

## 出動可能隊数報告及び出動準備依頼

平成 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
消 防 長 }

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所	都道府県		市区町村	
災害名				
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

出 動 準 備 を 依 頼 す る 隊 (○の付いた隊)	出動可能な全隊	特 殊 災 害 小 隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊		N災害対応小隊	
	指揮隊		B災害対応小隊	
	消火小隊		C災害対応小隊	
	救助小隊	大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊	
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊		水難救助小隊	
		その他( )		
連絡事項 (必要資機材等)				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼

平成 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
消 防 長 }

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所	都道府県		市区町村	
災害名				
被害状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

出 動 準 備 を 依 頼 す る 隊 (○の付いた隊)	出動可能な全隊	特 殊 災 害 小 隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊		N災害対応小隊	
	指揮隊		B災害対応小隊	
	消火小隊		C災害対応小隊	
	救助小隊	大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊	
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊		水難救助小隊	
		その他( )		
連絡事項 (必要資機材等)				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	平成	年	月	日	時	分
出動隊数報告	平成	年	月	日	時	分

〔消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長  
代表消防機関消防長〕 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次のとおり隊数を報告します。

都道府県名	
災 害 名	

	種 別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備 考	登録隊数
	指揮支援隊						
	指揮隊						
	消火小隊						
	救助小隊						
	救急小隊						
	後方支援小隊						
	通信支援小隊						
	航空小隊						
	水上小隊						
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊						
	N災害対応小隊						
	B災害対応小隊						
	C災害対応小隊						
	大規模危険物火災等対応小隊						
	密閉空間火災等対応小隊						
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊						
	消防活動二輪小隊						
	震災対応特殊車両小隊						
	水難救助小隊						
	その他( )						
合 計							

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	平成	年	月	日	時	分
出動隊数報告	平成	年	月	日	時	分

〔消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長  
代表消防機関消防長〕 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次のとおり隊数を報告します。

都道府県名	
災 害 名	

	種 別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備 考	登録隊数
	指揮支援隊						
	指揮隊						
	消火小隊						
	救助小隊						
	救急小隊						
	後方支援小隊						
	通信支援小隊						
	航空小隊						
	水上小隊						
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊						
	N災害対応小隊						
	B災害対応小隊						
	C災害対応小隊						
	大規模危険物火災等対応小隊						
	密閉空間火災等対応小隊						
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊						
	消防活動二輪小隊						
	震災対応特殊車両小隊						
	水難救助小隊						
	その他( )						
合 計							

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
災害名	
災害の状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明

出動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）		
アクションプラン	適用（ ）・非適用		
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
求め又は指示する隊			
求め又は指示する隊の規模	出動可能な全隊	特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊
	指揮支援隊		N災害対応小隊
	指揮隊		B災害対応小隊
	消火小隊		C災害対応小隊
	救助小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊	密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊	特殊装備小隊	消防活動二輪小隊
	航空小隊	特殊装備小隊	震災対応特殊車両小隊
	水上小隊	特殊装備小隊	水難救助小隊
		その他( )	
応援先	都道府県 市区町村		
進出拠点			
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

# 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
災害名	
被害状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明

出動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）		
アクションプラン	適用（ ）・非適用		
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
求め又は指示する隊			
求め又は指示する隊の規模	出動可能な全隊	特殊災害小隊	毒劇物等対応_隊
	指揮支援隊		N災害対応小隊
	指揮隊		B災害対応小隊
	消火小隊		C災害対応小隊
	救助小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊	密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊	特殊装備小隊	消防活動二輪小隊
	航空小隊	特殊装備小隊	震災対応特殊車両小隊
	水上小隊	特殊装備小隊	水難救助小隊
		その他( )	
応援先	都道府県 市区町村		
進出拠点			
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の応援等決定通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、受援体制を整えてください。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
迅 速 出 動	適用（ 区分Ⅰ・区分Ⅱ ）・非適用
アクションプラン	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添（別記様式3-1）のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の応援等決定通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、受援体制を整えてください。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
迅 速 出 動	適用（ 区分Ⅰ・区分Ⅱ ）・非適用
アクションプラン	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添（別記様式3-1）のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の出動隊数通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、受援体制を整えてください。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
迅 速 出 動	適用（ 区分Ⅰ・区分Ⅱ ）・非適用
アクションプラン	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
出 動 し た 隊	別添（別記様式2-2）のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の出動隊数通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、受援体制を整えてください。

災 害 名	
出 動 区 分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
迅 速 出 動	適用（ 区分Ⅰ・区分Ⅱ ）・非適用
アクションプラン	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
出 動 し た 隊	別添（別記様式2-2）のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第26条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	
出動区分	求め ・ 指示 区分Ⅰ ・ 区分Ⅱ
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出動先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に定めるとおり

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊		
		陸上	航空	水上
Ⅰ 最大震度7 (東京都特別区は6強以上)	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②必要な出動準備航空小隊 ・指揮支援隊輸送航空小隊 全隊 ・代替出動隊(情報収集航空小隊) 〔 〕 ・救助・救急・輸送航空小隊 〔 〕	消防庁長官の求め又は指示に基づき出動
Ⅱ 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の総合機動部隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②代替出動隊(情報収集航空小隊) 〔 〕	消防庁長官の求め又は指示に基づき出動

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊運用要綱第23条に規定する適用基準に該当したので、消防組織法第44条規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	
出動区分	求め ・ 指示 区分Ⅰ ・ 区分Ⅱ
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出動先	運用要綱第29条に定めるとおり

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊		
		陸上	航空	水上
Ⅰ 最大震度7 (東京都特別区は6強)	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②必要な出動準備航空小隊 ・指揮支援隊輸送航空小隊 全隊 ・代替出動隊(情報収集航空小隊) 〔 〕 ・救助・救急・輸送航空小隊 〔 〕	消防庁長官の求め又は指示に基づき出動
Ⅱ 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊 (ヘリコプターによる出動を原則とする)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する陸上先遣隊 ①都道府県大隊指揮隊 ②消火小隊 ③救助小隊 ④救急小隊 ⑤後方支援小隊 の各1隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②代替出動隊(情報収集航空小隊) 〔 〕	消防庁長官の求め又は指示に基づき出動

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官  
市町村長 } 殿  
指揮支援部隊長

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(都道府県知事又は市町村長)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式4-2

# 緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚が決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式7-2

# 緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚が決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成 年 月 日 時 分
引揚決定した隊	別添(別記様式7-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	集結完了日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出動日 ~ 帰署(所)日	日間	
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日	日間	
隊種別	実数	延べ数		
指揮支援隊	隊 名	隊 名		
指揮隊	隊 名	隊 名		
消火小隊	隊 名	隊 名		
救助小隊	隊 名	隊 名		
救急小隊	隊 名	隊 名		
後方支援小隊	隊 名	隊 名		
通信支援小隊	隊 名	隊 名		
特殊災害小隊	隊 名	隊 名		
特殊装備小隊	隊 名	隊 名		
航空小隊	隊 名	隊 名		
水上小隊	隊 名	隊 名		
合計	隊 名	隊 名		

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	集結完了日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出動日 ~ 帰署(所)日	日間	
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日	日間	
隊種別	実数	延べ数		
指揮支援隊	隊 名	隊 名		
指揮隊	隊 名	隊 名		
消火小隊	隊 名	隊 名		
救助小隊	隊 名	隊 名		
救急小隊	隊 名	隊 名		
後方支援小隊	隊 名	隊 名		
通信支援小隊	隊 名	隊 名		
特殊災害小隊	隊 名	隊 名		
特殊装備小隊	隊 名	隊 名		
航空小隊	隊 名	隊 名		
水上小隊	隊 名	隊 名		
合計	隊 名	隊 名		

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
	合計	名		合計	名
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
	合計	名		合計	名
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出 動 日 ~ 帰署(所)日	日間	
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日	日間	
隊種別		実 数	延べ数(実数×出動期間)	
指揮支援部隊	指揮支援隊	隊 名	隊	名
	通信支援小隊	隊 名	隊	名
	後方支援小隊	隊 名	隊	名
合 計		隊 名	隊	名

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
消防本部	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動日時	平成 年 月 日 時 分		
	進出拠点到着日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動開始日時	平成 年 月 日 時 分		
	活動終了日時	平成 年 月 日 時 分		
	被災地引揚日時	平成 年 月 日 時 分		
	帰署(所)日時	平成 年 月 日 時 分		
	出動期間	出 動 日 ~ 帰署(所)日	日間	
	活動期間	活動開始日 ~ 活動終了日	日間	
隊種別		実 数	延べ数(実数×出動期間)	
指揮支援部隊	指揮支援隊	隊 名	隊	名
	通信支援小隊	隊 名	隊	名
	後方支援小隊	隊 名	隊	名
合 計		隊 名	隊	名

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
車両・資機材の損傷	

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
車両・資機材の損傷	

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成	年	月	日
災害名				
都道府県				
消防本部				
部隊・大隊名				
出動次隊	次隊			

1. 出動の状況

出動先	都道府県						
	市区町村						
時系列	求め又は指示日時	平成	年	月	日	時	分
	出動日時	平成	年	月	日	時	分
	集結完了日時	平成	年	月	日	時	分
	進出拠点到着日時	平成	年	月	日	時	分
	活動開始日時	平成	年	月	日	時	分
	活動終了日時	平成	年	月	日	時	分
	被災地引揚日時	平成	年	月	日	時	分
	帰署(所)日時	平成	年	月	日	時	分
	出動期間	出動日	～	帰署(所)日	日間		
	活動期間	活動開始日	～	活動終了日	日間		
隊種別	実数	延べ数(実数×出動期間)					
指揮隊	隊名	隊名					
消火小隊	隊名	隊名					
救助小隊	隊名	隊名					
救急小隊	隊名	隊名					
後方支援小隊	隊名	隊名					
通信支援小隊	隊名	隊名					
特殊災害小隊	隊名	隊名					
特殊装備小隊	隊名	隊名					
水上小隊	隊名	隊名					
合計	隊名	隊名					

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成	年	月	日
災害名				
都道府県				
消防本部				
部隊・大隊名				
出動次隊	次隊			

1. 出動の状況

出動先	都道府県						
	市区町村						
時系列	求め又は指示日時	平成	年	月	日	時	分
	出動日時	平成	年	月	日	時	分
	集結完了日時	平成	年	月	日	時	分
	進出拠点到着日時	平成	年	月	日	時	分
	活動開始日時	平成	年	月	日	時	分
	活動終了日時	平成	年	月	日	時	分
	被災地引揚日時	平成	年	月	日	時	分
	帰署(所)日時	平成	年	月	日	時	分
	出動期間	出動日	～	帰署(所)日	日間		
	活動期間	活動開始日	～	活動終了日	日間		
隊種別	実数	延べ数(実数×出動期間)					
指揮隊	隊名	隊名					
消火小隊	隊名	隊名					
救助小隊	隊名	隊名					
救急小隊	隊名	隊名					
後方支援小隊	隊名	隊名					
通信支援小隊	隊名	隊名					
特殊災害小隊	隊名	隊名					
特殊装備小隊	隊名	隊名					
水上小隊	隊名	隊名					
合計	隊名	隊名					

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
航空隊名	
機体名	

1. 出動の状況

出動先	都道府県	1	2	3				
	市区町村	1	2	3				
活動人員	延べ	隊	名	出動日数	延べ	日間		
時系列	1	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動日時	平成 年 月 日 時 分					
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動期間	出 動 日 ~ 帰 投 日 日間					
	2	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動日時	平成 年 月 日 時 分					
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動期間	出 動 日 ~ 帰 投 日 日間					
	3	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動日時	平成 年 月 日 時 分					
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動期間	出 動 日 ~ 帰 投 日 日間					
活動実績	火災	救助	救急	輸送	情報収集	計		
	件数	件	件	件	件	件		
	救助・搬送人員	名	名	名	名	名		
詳細事項	消火	回	ホイスト	名	軽症	名	隊員	名
	〃	〃	着陸	名	中等症	名	隊員以外	名
					重傷	名	資機材等	kg
				その他	名	緊急物資	kg	
備考								

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成 年 月 日
災害名	
都道府県	
航空隊名	
機体名	

1. 出動の状況

出動先	都道府県	1	2	3				
	市区町村	1	2	3				
活動人員	延べ	隊	名	出動日数	延べ	日間		
時系列	1	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動日時	平成 年 月 日 時 分					
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動期間	出 動 日 ~ 帰 投 日 日間					
	2	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動日時	平成 年 月 日 時 分					
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動期間	出 動 日 ~ 帰 投 日 日間					
	3	求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動日時	平成 年 月 日 時 分					
		帰投日時	平成 年 月 日 時 分					
		出動期間	出 動 日 ~ 帰 投 日 日間					
活動実績	火災	救助	救急	輸送	情報収集	計		
	件数	件	件	件	件	件		
	救助・搬送人員	名	名	名	名	名		
詳細事項	消火	回	ホイスト	名	軽症	名	隊員	名
	〃	〃	着陸	名	中等症	名	隊員以外	名
					重傷	名	資機材等	kg
				その他	名	緊急物資	kg	
備考								

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
航空機・資機材の損傷	
緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
航空機・資機材の損傷	
緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	



## 部隊移動に関する意見(照会)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現在の出動先	都道府県	市区町村
部隊移動先	都道府県	市区町村

求め又は指示する隊					
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他( )	
	連絡事項				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 部隊移動に関する意見(照会)

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現在の出動先	都道府県	市区町村
部隊移動先	都道府県	市区町村

求め又は指示する隊					
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応_隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他( )	
	連絡事項				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 部隊移動に関する意見(回答)

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 部隊移動に関する意見(回答)

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事 又は 市町村長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

了承します。

その他

部隊移動に関する意見

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）			
求め又は指示日時	平成	年	月	日 時 分
現在の出動先	都道府県			市区町村
部隊移動先	都道府県			市区町村

求め又は指示する隊				
求め又は指示する隊の規模	全隊		毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊	特殊災害小隊	N災害対応小隊	
	指揮隊		B災害対応小隊	
	消火小隊		C災害対応小隊	
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊	
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊		水難救助小隊	
			その他( )	
連絡事項				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）			
求め又は指示日時	平成	年	月	日 時 分
現在の出動先	都道府県			市区町村
部隊移動先	都道府県			市区町村

求め又は指示する隊				
求め又は指示する隊の規模	全隊		毒劇物等対応_隊	
	指揮支援隊	特殊災害小隊	N災害対応小隊	
	指揮隊		B災害対応小隊	
	消火小隊		C災害対応小隊	
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊	
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊		水難救助小隊	
			その他( )	
連絡事項				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村長 殿  
(緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由)

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村長 殿  
(緊急消防援助隊行動都道府県知事 経由)

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
求め又は指示日時	平成 年 月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

## 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県大隊長 殿  
(指揮支援本部長 経由)

(都道府県知事)

貴指揮下の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	<b>指示（消防組織法第44条の3第1項）</b>		
指示日時	平成	年	月 日 時 分
現在の出勤先	都道 府県	市区 町村	
部隊移動先	都道 府県	市区 町村	

指示する隊				
指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊
	指揮支援隊			N災害対応小隊
	指揮隊			B災害対応小隊
	消火小隊			C災害対応小隊
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊	
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊		水難救助小隊	
			その他( )	
連絡事項				

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

平成 年 月 日 時 分

都道府県大隊長 殿  
(指揮支援本部長 経由)

(都道府県知事)

貴指揮下の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	<b>指示（消防組織法第44条の3第1項）</b>		
指示日時	平成	年	月 日 時 分
現在の出勤先	都道 府県	市区 町村	
部隊移動先	都道 府県	市区 町村	

指示する隊				
指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応_隊
	指揮支援隊			N災害対応小隊
	指揮隊			B災害対応小隊
	消火小隊			C災害対応小隊
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊	
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊		水難救助小隊	
			その他( )	
連絡事項				

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-6

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-5)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-6

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(都道府県知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-5)のとおり
連絡事項	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-7

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-5)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-7

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿  
市町村長 }

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成 年 月 日 時 分
指示した隊	別添(別記様式6-5)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式7

## 〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

## 消防庁

## 災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				

## 現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

## 〇〇都道府県

## 災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

## 政府現地対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

## 調整本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

別記様式4

## 〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

## 消防庁

## 災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	

## 現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

## 〇〇都道府県

## 災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

## 調整本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

## 別記様式7

## ヘリベース(HB) 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

## フォワードベース(FB) 設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

## 〇〇市町村

## 災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

## 指揮支援本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長 (指揮支援隊長)	所属		氏名	
	TEL			

## 緊急消防援助隊

## 〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

## 〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

## 別記様式4

## ヘリベース(HB) 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

## フォワードベース(FB) 設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

## 〇〇市町村

## 災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
本部長	職・氏名		TEL	

## 指揮支援本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
本部長 (指揮支援隊長)	所属		氏名	
	TEL			

## 緊急消防援助隊

## 〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	

## 〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	